

国 都 開 第 4 号
平成23年9月28日

各都道府県知事
各政令市の長
各中核市の長
各特例市の長 殿

国土交通省都市局長

開発許可制度運用指針の改正について

今般、「開発許可制度運用指針」（平成13年5月2日付け国土交通省国総民発第9号）の一部を下記のとおり改正したので通知する。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市、中核市及び特例市を除く。）に対して本指針を周知していただくようお願いする。

なお、開発許可制度運用指針は、地方自治法第245条の4の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各開発許可権者におかれては、引き続き、今後の開発許可制度の運用に当たって、参考としていただきたい。

また、改正した指針については、国土交通省のホームページに掲載されているので、適宜活用していただきたい。

記

開発許可制度運用指針について、別添のとおり改正する。

なお、開発許可制度運用指針Ⅲ-7-1（14）の改正部分については、「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」（平成23年法律第32号）が施行される平成23年10月20日から適用となるが、その施行日前であっても、その運用に当たり、必要な準備を行う場合には、本改正内容を適宜参考にされたい。